

新監査公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 1 月 31 日

新潟市監査委員	古	俣	誉	浩
同	伊	藤	秀	夫
同	飯	塚	孝	子
同	深	谷	成	信

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

福祉部、こども未来部、西蒲区役所及び各業務の関係部署

(2) 対象事務

令和4年4月から令和5年5月末までの期間に執行された令和4年度の財務等に関する事務（一部当年度分及び過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 重点調査項目

契約事務において、入札手続が適正に実施されているか、また、支出事務において、支払遅延や支出金額誤り、支払漏れ、過年度払いなど不適切な事務処理が起きにくい体制が構築されているかについて重点的に調査を実施した。

(2) 共通事項

ア 事務事業の執行において、合規性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

イ 事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

ウ 監査対象課別に固有のリスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出したうえで監査を実施した。

(3) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

(4) 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

(5) 契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

(6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・区の執務室等

(2) 実施日程

令和5年8月14日～令和6年1月31日

7 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。

今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

ア 多額の派遣料金の支払が遅延していたもの

(こども未来部保育課)

こども未来部保育課では、「子ども・子育て事務センター運營業務に関する派遣業務」に係る令和4年10月から令和5年2月までの5か月分の派遣料金合計67,600,617円の支払を保留し、令和5年4月27日にまとめて支払うという支払遅延が生じていた。

同課は、各区で行っていた保育事務の集約とその後の委託化を念頭に、業者と派遣契約を締結し、令和4年7月に「子ども・子育て事務センター（以下「事務センター」という。）」を開設した。

ところが、実際に事務センターの運営が始まると、各区で行っていた認定事務における処理時間の見通しの甘さなどから、当初想定していた作業時間を超過し事務処理が遅延した。そこで、同課と業者は口頭協議の上、令和4年10月から緊急オペレーターを追加配置し、追加経費等の負担については後日協議することとしたが、その後も経費負担の協議が進ま

ず、合意のないまま業務を継続した。同課は、11月以降も毎月請求書を受領していたものの、請求額に協議中の経費が含まれており、協議が済むまで支払を保留することを業者も口頭で了承しているとして、当初想定分の派遣料金の支払も保留し続けた。その後、令和5年1月から2月にかけて、文書による協議を行い両方で合意がなされたため、令和5年4月27日に令和4年10月から令和5年2月までの5か月分の派遣料金、当初想定分65,594,910円と協議分2,005,707円をまとめて支払った。

地方公共団体における支払遅延の防止については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律が準用され、その趣旨は、公正な契約の履行と業者の健全な経営に資することとされている。同法第6条に基づき、業務履行後に業者から適法な支払請求があった場合には、30日以内に支払わなければならないが、今回同課は、請求額に協議中の経費が含まれていることを理由に、毎月業者から送付される請求書を受領していたにもかかわらず、当初想定分の派遣料金についても支払を保留し続けた。想定外の対応で業務多忙のなか、全額の支払を保留することに疑念を抱く余裕すらなく、経費負担について協議中であることから全額の支払を保留しても良いという思い込みが原因である。しかしながら、その行為は同法の趣旨に反するものであって、市政に対する信頼を損ないかねないものであった。

本件は、同課が事務センターの円滑な運営を優先するあまり、経費負担の協議を先送りにし、支払を遅延させたものであり、このことが業者に重大な影響を及ぼすおそれがあることについて、同課の認識が欠如していたといわざるを得ない。今後、二度とこのような事態を生じさせないためにも、支払事務に対する職員の意識の向上を図り、不測の状況下においても、適正な事務の執行を徹底するよう強く求めるものである。

【合規性】

○政府契約の支払遅延防止等に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、政府契約の支払遅延防止等その公正化をはかるとともに、国の会計経理事務処理の能率化を促進し、もつて国民経済の健全な運行に資することを目的とする。

(政府契約の必要的内容事項)

第4条 政府契約の当事者は、(中略)次に掲げる事項を書面(中略)により明らかにしなければならない。(以下略)

(1) (略)

(2) 対価の支払の時期

(3)・(4) (略)

(支払の時期)

第6条 第4条第2号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価

については 30 日（以下この規定又は第 7 条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

（この法律の準用）

第 14 条 この法律（第 12 条及び前条第 2 項を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

イ DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務を怠っていたもの

（西蒲区役所区民生活課）

西蒲区役所区民生活課では、令和 3 年 4 月から令和 5 年 8 月まで DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務（以下「支援措置事務」という。）を担当していた職員が事務処理を怠り、それを原因として戸籍の附票の写しを誤交付していた。

支援措置事務は、DV等の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者（以下「支援措置対象者」という。）の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付を制限し、支援措置対象者の保護を図ることを目的としており、同課では支援措置申出書の受付や交付制限処理、前住所地及び本籍地への交付制限通知の発送等を行っている。令和 5 年 8 月に他市町村より同課の支援措置事務が遅延しているとの指摘を受け、同課が確認したところ、当該担当者は前任者から事務を引き継いだ令和 3 年 4 月当初から交付制限処理などの適切な事務処理を怠り、その結果、交付請求を拒否すべき相手方に同一の支援措置対象者の戸籍の附票の写しを 2 回交付していたことが判明した。

このような事務の懈怠があった背景として、当該担当者が支援措置事務について理解不足であっただけでなく、同課に支援措置事務に精通している職員がいなかったため、一人で業務を担う状況にあり、事務処理漏れや遅延を防止する組織としての体制が機能していなかったことが挙げられる。しかも、今回発覚した以前の令和 4 年 5 月に同様の事務処理漏れが確認されていたにもかかわらず、事務の懈怠は続いていた。

個人情報の取扱について、その重要性はいうまでもないが、特に支援措置事務は支援措置対象者の保護を目的としており、不適切な事務処理は支援措置対象者に精神的苦痛を与えるとともに、ストーカー行為等の被害や、ひいては生命、身体に係わる深刻な事態を招くおそれがあることから、細心の注意をもって慎重かつ確実に行わなければならない。それにもかかわらず、このような杜撰な事務処理が長期にわたり行われていたことは、当該担当者をはじめ同課が支援措置事務を怠ることのリスクを十分に認識していたとはいえない。加えて、当該担当者一人に事務を任せ、上司による適切な指導や業務の進捗状況を把握していな

かったことは、同課の支援措置事務における管理体制が形骸化していたといわざるを得ない。同課はこのことを重く受け止め、支援措置事務の適正な執行を徹底し、二度と同じことが起こらないよう確実に再発防止に取り組まなければならない。そして、市民の安心・安全な生活を守り続けていくためにも、職員一人一人が支援措置事務の重要性を十分に理解し、管理体制が確実に機能する組織体制の構築を強く求めるものである。

【合規性】

○住民基本台帳事務処理要領

(昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知)

第 1 総説

1 住民基本台帳制度の運用の方針

(1) 住民基本台帳制度の運用に当たっては、住民基本台帳法第 1 条の趣旨にのっとり、住民の利便の増進及び行政の合理化に資することを旨とし、事務処理の能率化及び合理化に努めるとともに、住民の正確な把握に努め、あわせて住民のプライバシーの保護を図る観点から住民に関する記録の適正な管理を図らなければならない。

(以下略)

第 5 その他

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者(以下「支援措置対象者」という。)の、申出の相手となる者(以下「相手方」という。)が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付(以下「住民基本台帳の閲覧等」という。)の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止し、もって支援措置対象者の保護を図ることを目的として、(中略)次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(略)

イ 支援の必要性の確認

(略)

ウ 確認の結果の連絡

(略)

エ 他の市町村長への転送

(略)

オ 他の市町村における支援の必要性の確認及び確認結果の連絡

(略)

- カ 支援措置の期間
(略)
 - キ 支援措置の延長
(略)
 - ク 支援措置の終了
(略)
 - ケ 支援措置対象者と同一の住所を有する者に対する支援措置の延長・終了
(略)
 - コ 支援措置
 - (ア) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係る支援措置
(略)
 - (イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写し等の交付の請求又は申出に係る支援措置
市町村長は、支援措置対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、支援措置対象者に係る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。）の写し等及び戸籍の附票（支援措置対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の写しの交付について、以下のように取り扱う。
 - (A) 相手方が判明しており、相手方から請求又は申出がなされた場合
不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第 12 条の 3 第 1 項各号、第 15 号の 4 第 3 項各号、第 20 条第 3 項各号若しくは第 21 条の 3 第 3 項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。（以下略）
 - (B)・(C) (略)
- サ 関係部局との連携
(略)

ウ 過年度分の請求書を長期にわたり放置していたもの

(西蒲区役所区民生活課)

西蒲区役所区民生活課では、令和 5 年 11 月に課内書庫において、平成 28 年度から平成 30 年度の消耗品購入等に係る請求書が多数発見され、そのうち 33 枚が未払いであり、債権者 2 者に対して、請求金額合計 387,355 円が支払われていなかった。

これは、当時の支払担当者が、納品後に債権者から請求書を受領した際、一部を支払わずに放置し、債権者から支払の催促や請求書の再発行があつてからようやく支払っていたうえ、放置していた請求書が支払済のものか未払いのものか分からなくなったことを上司等に報告せず、後で支払状況を確認しようと箱に詰めて書庫に置き、そのまま放置し続けていた

ことによるものであった。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 10 条に基づき、支払の時期を定めていない場合は、債権者から支払請求があった日から 15 日以内に支払わなければならないが、当該担当者はこれを適切に行わず放置していた。さらに、当該担当者は発注・納品検収・支払処理という一連の事務を一人で行っており、同課では支払漏れや遅延を防止する体制が整備されていなかった。その結果、不適切な支払処理に組織として気付かず、長期にわたり支払が行われなかったことにより、市政に対する信頼を大きく損なう事態を招いた。

支払処理の迅速化について、これまでも幾度となく制度所管課より注意喚起されてきたにもかかわらず、不適切な支払処理が行われていたことは、法令等を遵守し職務を遂行しなければならないという基本的な職員倫理だけでなく、支払遅延は債権者へ重大な影響を及ぼすおそれがあるという認識が、当該担当者をはじめ同課には欠如していたといわざるを得ない。

同課は未払いの請求書について、請求金額合計 387,355 円を令和 5 年 12 月 27 日に支払い、現在は遅延利息の支払処理を進めているところであるが、市政への信頼を回復するためには、請求書を長期にわたり放置していたことの及ぼした影響の重大性を改めて認識するとともに、二度と同じことが起こらないよう確実に再発防止に取り組まなければならない。そのためにも、請求書の保管場所の明確化や、定期的な支払状況の確認を徹底するとともに、より一層支払事務に対する職員の意識向上を図り、組織として適正な事務が執行される体制を構築するよう強く求めるものである。

【合規性】

○政府契約の支払遅延防止等に関する法律

(目的)

第 1 条 この法律は、政府契約の支払遅延防止等その公正化をはかるとともに、国の会計経理事務処理の能率化を促進し、もって国民経済の健全な運行に資することを目的とする。

(政府契約の必要的内容事項)

第 4 条 政府契約の当事者は、(中略)次に掲げる事項を書面(中略)により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書(中略)の作成を省略することができるものについては、この限りでない。

(1) (略)

(2) 対価の支払の時期

(3)・(4) (略)

(定をしなかつた場合)

第 10 条 政府契約の当事者が第 4 条ただし書の規定により、同条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第 1 号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から 10 日以内の日、同条第 2 号の時期は、相手

方が支払請求をした日から 15 日以内の日と定めたものとみなし、同条第 3 号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第 8 条の計算の例に準じ同条第 1 項の財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第 4 条ただし書の場合を除き同条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。

(この法律の準用)

第 14 条 この法律（第 12 条及び前条第 2 項を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

(2) 注意事項

注意事項とした事務処理誤り等（総件数 54 件）について、類型別の件数及び主な事例は以下のとおりである。

ア 収入事務に関すること（18 件）

- ・督促状の未発行及び発行遅延
- ・過年度収入未済等の調定遅延

イ 現金取扱事務に関すること（7 件）

- ・使途不明な現金及び切手の保管
- ・徴収事務委託契約の未締結

ウ 支出事務に関すること（3 件）

- ・委託料の支払遅延
- ・安易な分割発注

エ 契約事務に関すること（5 件）

- ・長期継続契約に係る専決区分誤り
- ・入札調書への辞退者未記載

オ 指定管理事務に関すること（9 件）

- ・施設使用料の過少徴収
- ・再委託の承認手続漏れ

カ 補助金・負担金の事務に関すること（4 件）

- ・補助金の交付額誤り
- ・補助対象事業完了前の補助金交付

キ 財産管理事務に関すること（7件）

- ・行政財産使用料の算定誤り
- ・行政財産使用許可に伴う光熱水費実費の算定誤り

ク その他（1件）

- ・規則で引用する法律の条項誤り